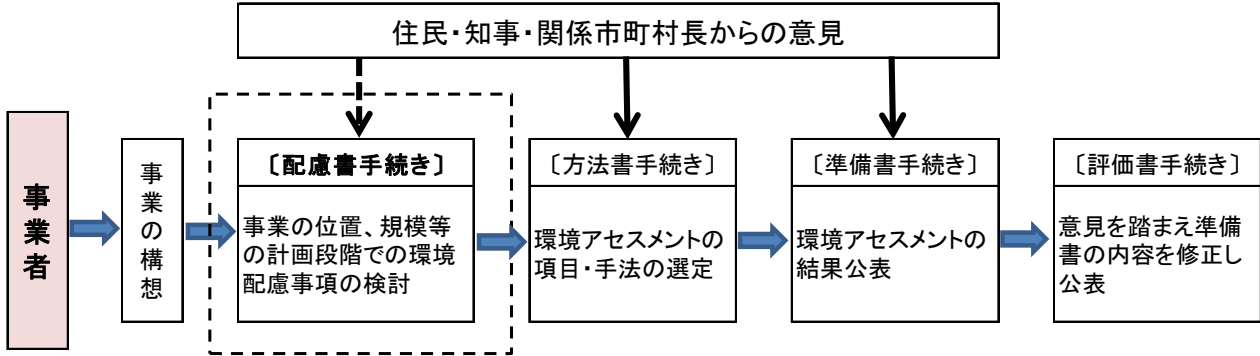


計画段階環境配慮書手続について

1. 計画段階環境配慮書手続とは

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う「計画段階環境配慮書」を作成・公表し、意見聴取を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続であり、環境影響評価法の改正により平成 25 年 4 月 1 日から導入された。

【参考】改正後の環境影響評価法における手続の流れ



2. 計画段階環境配慮書の具体的な内容

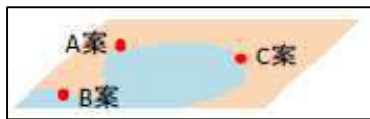
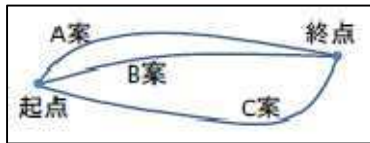
(1) 複数案の設定

「事業の位置・規模」又は「建造物等の構造・配置」に関する複数案を設定することを基本とする。
(複数案を設定できない場合は理由を明記)

(2) 調査・予測・評価

- ① 配慮事項の選定：重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定
- ② 調査：原則として既存資料により、環境要素や自然的・社会的な状況を調査
- ③ 予測：事業による影響を可能な限り定量的に予測
- ④ 評価：複数案における重大な環境影響の比較整理により評価
(単一案の場合、その計画が重大な環境影響の回避・低減を図っているか評価)

【評価のイメージ】



評価指標	評価の視点	A案	B案	C案
被影響対象までの距離	近接する住居に対する隔離距離が大きいこと	20m	40m	80m
被影響対象となる数や量	影響範囲内にある住居の戸数が少ないこと	300戸	100戸	50戸
被影響対象での騒音レベル	近接する住居における騒音レベルが小さいこと	62dB	59dB	57dB
重要種に対する影響	影響を受ける重要種の数が少ないこと	影響小	影響大	影響中
主要な眺望景観に対する影響	主要な眺望点からの眺望景観の変化が少ないこと	変化なし	1箇所で変化	3箇所で変化

3 都道府県の状況 (H27.6 環境省調査)

区分	都道府県数	備考
導入済	22	条例：北海道、茨城、東京、福井、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄 要綱：埼玉、千葉、静岡
導入予定	1	条例：熊本 (H28. 4. 1)
導入	23	
検討中	13	福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野、和歌山、岡山、広島、宮崎、鹿児島
導入しない予定	11	青森、岩手、宮城、秋田、山形、神奈川、岐阜、三重、大阪、愛媛、高知
計	47	